

ケース教材執筆要綱

(1) ケース教材執筆の留意点

ケース教材は、ケーススタディとは大きく異なる点に留意して記述することが求められる。RBS リサーチライブラリーに登録されるケース教材には、議論すべき学習目的が含まれていなければならない。また、ケース教材には、原則として、執筆者の思考に基づく分析の視点や解釈を入れてはならない。執筆者の思考に基づく分析の視点や解釈が含まれている場合には、ケース教材ではなく、ケーススタディ（あるいは事例分析）となってしまうためである。

執筆者は、「ケース教材を用いて分析や意思決定、ディスカッションを行う主体が、ケース教材を利用して学ぼうとする学習者である」ということを忘れてはならない。したがって、ケースライターである執筆者は、ケース教材を利用する学習者に対して「ケース教材“を”（ケース教材から）学んでもらう」という思考ではなく、「ケース教材“で”学んでもらう」という思考でケース教材全体の構成を考え、ケース教材を記述する必要がある。

また、ケース教材執筆に際して、インターネット等での情報収集やインタビュー調査で得られた情報については、その真偽を確認しておくことが求められる。一般的に公開された情報やインタビュー調査で得られた情報については、必ず裏付けとなる情報や客観的エビデンスを確認した上で、そのデーターソースをケース教材に示しておく必要がある。これは、執筆者は、ケースライターとして、ケース教材の記述に対する責任を全面的に負っているためである。執筆者は、この点を忘れてはならない。

(2) ケース教材の表紙

ケース教材の表紙には、ヘッダーの左端に RBS のロゴを、そして、右端にケース教材のシリアル・ナンバーを記入する。表紙の本文部分には、まず、ケース教材のタイトルとサブタイトルを記す。ただし、サブタイトルは必ずつけなければならないものではない。サブタイトルは、ケース教材の内容を想起させるものであることが望ましい。タイトルとサブタイトルに続いて、当該ケース教材の要約を分かりやすくまとめること。

そして、フッターには、投稿者についての必要事項を明記する。フッターの情報の文章例は次の通りである。

このケース教材は立命館大学大学院経営管理研究科（ビジネススクール）専門職学位課程の○〇〇〇と〇〇〇〇教授が作成した。RBS リサーチライブラリーに登録されたケース教材は、教育教材として作成されたものであり、特定の個人や企業等の経営判断を問うことを意図してはいない。また、本ケース教材の記述に関する一切の責任は筆者に帰すものとする。

Copyright@RBS リサーチライブラリー 2024.

ケース教材の表紙には、これらすべての情報を集約し、表紙の 1 ページ以内に収めること。

（3）ケース教材の本文

ケース教材の本文は、ケース教材を利用する学習者が読みやすい記述となるよう心掛けた執筆することが求められる。例えば、一文を短くして、できる限りワンセンテンス・ワンミーニング (one sentence, one meaning) とすることや、改行を増やし、見やすいページ作りをすることが挙げられる。

また、ケース教材の本文を執筆する際には、本文中で参照した資料や、引用した論文あるいは書籍などの情報を記録しておくことを忘れてはならない。参照した資料や引用した論文の表記漏れを防ぐために、ケース教材を執筆する最初の段階で、本文中に「参考文献」の欄を作成し、引用したタイミングで書き残すようにしておくことが有効である。

執筆者は、必要に応じて、適宜、ケース教材の本文に脚注を入れる必要がある。本文中の脚注の方式は、「ページの最後」を選択しても、「文末脚注」を選択しても構わない。